

平成28年度

社会福祉法人緑生福祉会事業報告

1 事業運営

社会福祉法等の一部改正が、平成29年4月1日から施行され社会福祉法人は、理事・評議員の選任方法、地域における公益的な取り組みの実施などの制度改革が余儀なくされる。これに伴い定款の変更等を行いました。また「社会福祉充実残額」を保有する法人は社会福祉事業における新規実施・拡充にかかる計画を作成しなければならなくなった。

超高齢者社会を迎え介護を必要とする高齢者が増加する中、国の施策としては在宅を重視し、施設に対する施策は益々厳しくなると予想されます。加えて平成30年度の介護保険制度の見直しにより社会福祉法人の運営はより厳しくなると予想されます。全体的に稼働率の向上に努力をしてきたが大きな成果は得られていない。更に設備・機器の老朽化により買換えなどの経費の増加が見込まれ、経営は予断を許さない状況となってきた。

2 各施設の事業運営

(1) 緑生苑

特養においては、事業運営方針の具現化に向けてご利用者には、出来得る限り個々の声に耳を傾け、穏やかな日々と笑顔に満ちた生活の場を提供すべく、担当職員と関係職員がチームケアに取り組んできた。しかし、職員個々の力量の差や価値観の相違等により必ずしも満足のいく成果は得られず、職員のキャリアアップ、意思の疎通などの課題が生じている。これらを払拭するために、基本である「身体拘束、褥瘡予防、ターミナル研修等」各種研修の充実、フロア会議の重要性を再認識させられた。事業運営上は、日々の生活にメリハリをつけるべく行事委員が、職員とボランティアの協力により各種行事の内容充実に取り組んだが、天候不順などによりいくつかの行事については、中止をした。「職員ナイスケア運動」はマンネリ化してきたが、優れた職員への表彰などやる気の醸成に努めた。また、入所基準が厳しくなり、申込者数が減少したため、空床をなくするために苦慮している。短期入所事業については、生活相談員の充実、PRの強化をしたが目に見える成果は上げられなかった。デイサービスについては曜日によって利用者のバラつきはあるものの前年度を上回る実績を残すことができたが、引き続き新しい「予防介護・日常生活支援総合事業」の行方をにらみながら登録者の増加に努力をしてゆく。居宅介護支援事業所は、2名体制とし利用者が増加している。また、地域との信頼を得るための訪問等に加え、地域包括センターとの連携を強化していくことが重要と認識している。

(2) 南生苑

社会貢献が言われ続ける中、中間的就労事業対象者の受入やよりどころ事業への登録などを実施し、また、認知症介護関連の実習受入や講師派遣もできる限り行った。運営面では、7月よりより専門性を高めたケアの実践に向けて、機能訓練や認知症の加算を取得し、短期入所との連携も含めて報酬上、安定した収益を得ることができた。一方で、介護の日や就職フェアなどにブースを出して施設PRをするも、退職後の職員補充が十分とはいかない状況が続いた。

施設としては、夏祭りや敬老会等の各種企画を通して利用者の満足度向上に努め、また、口腔ケアの実践を中心とする科学的介護への取り組みにも着手し、脱水予防や肺炎予防に努めた。職員に対しては、腰痛予防のための介護用品の購入やストレスマネジメントを実施した。短期入所事業は、緊急対応や新規利用者の再利用の促進などにより安定した稼働率が確保できた。ケアハウス事業では、地域開放企画を通じて、住民との交流を重ね、居宅介護支援事業では、高齢者いきいき相談室を開設し地域福祉を意識して事業にあたることができた。